

公安委員会 説明資料NO. 1	令和7年警察白書の構成について	令和6年11月21日 長官官房
1 令和7年警察白書の構成 (1) 特集 「SNSを取り巻く犯罪と警察の取組」（仮称） SNSを舞台とする犯罪の情勢や、SNSを悪用した犯罪実行者募集の実態等进行分析するとともに、高度な技術の活用をはじめとする警察の取組や今後の展望について紹介する。 (2) トピックス ① 大規模災害における警察活動の高度化の推進 ② 警察活動における先端技術等の導入・活用 ③ 善良の風俗の保持に向けた取組 ④ 組織的窃盗・盗品流通事犯に対する取組 (3) 年次報告部分 - 第1章 警察の組織と公安委員会制度 - 第2章 生活安全の確保と犯罪捜査活動 - 第3章 サイバー空間の安全の確保 - 第4章 組織犯罪対策 - 第5章 安全かつ快適な交通の確保 - 第6章 公安の維持と災害対策 - 第7章 警察活動の支え (4) 備考 ○ 令和7年警察白書の作成に当たっては、今後の施策の方向性を分かりやすく記述する一方で、全体として簡明なものとなるよう留意する。 ○ 上記については、今後の情勢次第で変更もあり得る。 2 今後の予定 令和7年7～8月 閣議配布		

公 安 委 員 会	「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集について	令 和 6 年 1 1 月 2 1 日 生 活 安 全 局
説明資料No. 2		

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和6年法律第48号。以下「改正法」という。）の施行に伴う銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）等の改正に当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和6年11月22日（金）から同年12月21日（土）まで（30日間）

3 改正案の主な内容

（1）銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案

- 装薬銃砲及び電磁石銃が発射する金属性弾丸の運動エネルギーの値の測定の方法等に係る規定
- 猟銃の構造及び機能の基準に係る規定
- 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第10条の5の2の帳簿に記載すべき事項の規定

等を改正

（2）指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類に係る規定を改正

（3）猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令案

無許可で譲り受けることができる猟銃用火薬類等の数量に係る規定を改正

（4）猟銃の口径の長さの特例に関する規則の一部を改正する規則案

府令第19条第2項ただし書の猟銃の口径の長さに係る規定を改正

4 施行期日

改正法の施行の日（令和7年3月1日を予定）とする。

公 安 委 員 会	全国殉職警察職員・警察協力殉難者	令和6年11月21日
説明資料No. 3	慰霊祭の開催について	長 官 官 房

令和6年の全国殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊祭を次のとおり開催する予定である。

1 開催日時

令和6年11月30日（土）午後1時30分

2 開催場所

東京都千代田区 グランドアーク半蔵門

3 主催

警察庁・公益財団法人警察協会

4 合祀する御霊

- | | |
|---------------|--------|
| (1) 新たに合祀する御霊 | 11柱 |
| ○ 殉職警察職員 | 5柱 |
| ○ 警察協力殉難者 | 6柱 |
| (2) 上記合祀後の御霊 | 6,281柱 |
| ○ 殉職警察職員 | 5,626柱 |
| ○ 警察協力殉難者 | 655柱 |

5 式次第

- (1) 開式
- (2) 殉職警察職員・警察協力殉難者名簿の奉納
- (3) 式辞
- (4) 黙祷
- (5) 追悼の辞
- (6) 指名・一般献花
- (7) 挨拶
- (8) 閉式